

石川県安全安心な消費生活社会づくり条例改正(案)について

1 現状・課題

- 条例は、県民が安全、安心に消費生活を営むことができるよう、県及び事業者の責務、消費者の役割等について定めたもの
→事業者の不適正な取引行為の指定・禁止が中心
- 平成22年度から、全国的に貴金属等を強引に買い取る「押し買い」に関する消費者トラブルが増加

【貴金属・着物の押し買いに関する相談件数】

	21年度	22年度	23年度
全国	138	2,424	4,142
石川県	-	12	69

- このため、国は、訪問販売等の取引を規制する特定商取引法を改正し、「押し買い」行為を規制対象に追加（平成24年8月22日公布）

【主な規制内容】

- ・迷惑勧誘などの不当な勧誘行為の禁止
- ・書面の交付義務
- ・クーリング・オフ制度
- 等

- 本県の条例では、事業者が商品を販売する行為は規制対象としているが、買い取る行為については対象としておらず、「押し買い」を規制できない



2 改正の趣旨

事業者の不適正な買取行為を規制対象に加える

【不適正な買取行為の例】

- ・突然、買取業者の訪問を受け、断ったのになかなか帰らなかった
- ・査定だけと告げて見せた貴金属を強引に買い取っていった
- ・買取業者から何度もしつこく電話がかかる



事業者に対する指導の充実・強化、消費者被害の未然防止を図る